

## 立川市地域公共交通活性化協議会の設置について

### 1. 立川市地域公共交通活性化協議会について

#### ■目的

地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための組織

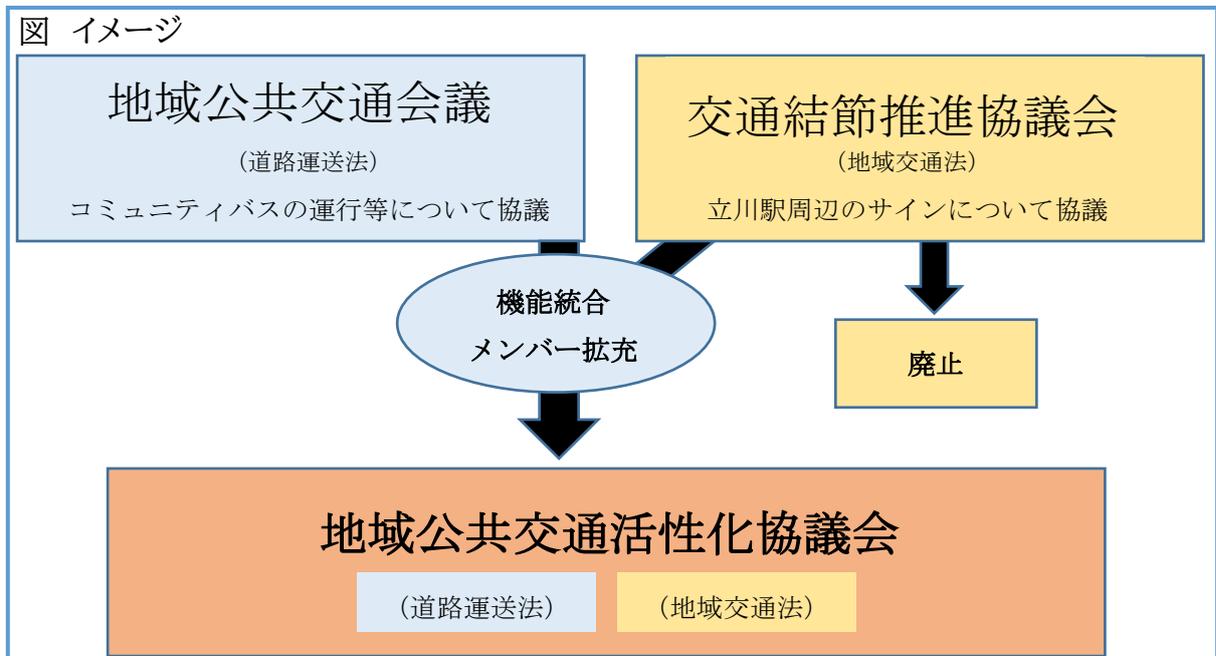
#### ■役割

- ▷ 地域公共交通に関わる多様な主体が、その最適あり方について総合的に検討、合意形成を行い、合意がなされた取組を実施するため、各主体間の意見調整を図り、地域の関係者が一体となって地域公共交通の活性化及び再生を推進する上での中心的な役割を担う
- ▷ 参加者への参加要請応諾義務、協議結果の尊重義務が課される

### 2. 協議会の構成他

- ▷ 地域公共交通会議と交通結節推進協議会を機能統合した会議体(下図参照)
- ▷ 地域公共交通活性化協議会として条例設置(令和6年7月4日施行)
- ▷ 地域公共交通会議の構成員を基に必要な構成員を追加
- ▷ 協議会の中に下部組織として部会を設置
- ▷ 地域公共交通計画策定に向け、福祉部門を始めとした庁内検討組織を設置

図 イメージ



協議会構成員

区分	概要
学識経験者	交通分野の学識経験者
公共交通事業者等の関係者	バス、鉄道、タクシーなどの公共交通事業者関係者
関係行政機関の職員	国、都、道路管理者、警察などの関係行政機関の職員
公募による市民※	最大 5 名
利用者の代表者	立川商工会議所、自治会連合会、老人クラブ連合会、社会福祉協議会、障害福祉関係団体
市職員	まちづくり部長、福祉保健部長を想定

※参考 市民公募 令和 6 年 4 月 25 日～5 月 17 日 応募締め切り

### 3. 立川市地域公共交通活性化協議会の予定

推薦依頼(学識経験者、公共交通事業者、関係行政機関の職員、利用者の代表者)

令和 6 年 5 月中旬以降 各団体宛依頼発出

第一回協議会

令和 6 年 7 月以降(予定)

※全委員が確定後、開催通知を送付予定